

## ＣＨＯ構想推進事業所登録事業実施要綱

県が推進するＣＨＯ構想<sup>1</sup>に取り組む企業・団体・事業所を拡大する「ＣＨＯ構想推進事業所登録事業（以降、本事業という。）」を実施するため、本要綱を制定する。

なお、本事業は、県が登録した企業、団体、事業所について、一定の評価を与えるものではない。

<sup>1</sup>企業や団体が、事業所に健康管理最高責任者（ＣＨＯ：Chief Health Officer）を設置し、従業員やその家族の健康づくりを行う取組み

### （目的）

第1条 企業、団体、事業所に、ＣＨＯ<sup>2</sup>を設置して、従業員とその家族の健康づくりを推進する「ＣＨＯ構想」の普及を図る。

<sup>2</sup>企業・団体もしくは事業所に設置する、「健康管理最高責任者」。その者を中心に従業員やその家族の健康づくりを進めていく。

### （申請）

第2条 登録を希望するものは、ＣＨＯ構想推進事業所登録申請書（様式1）及びＣＨＯ構想推進事業所登録申請書別紙（様式2）により知事に申請するものとする。

ただし、複数の事業所を登録しようとする場合は、ＣＨＯ構想推進事業所登録申請書（様式1）及び登録しようとする事業所に係るＣＨＯ構想推進事業所登録申請書別紙（様式2）により、申請できる。

2 既に登録済みの事業所がある場合、前項の規定によらず、ＣＨＯ構想推進事業所登録申請書別紙（様式2）により、事業所の追加を申請することができる。

### （登録要件）

第3条 申請を行うことができる者は、次の要件を満たす企業等とする。

(1) 県内に所在する企業、団体、事業所<sup>3</sup>のいずれかであること。但し、同一企業、団体が複数の事業所を持つ場合、各事業所単位での登録ができる。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(4) 過去2年以内に厚生労働省の「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に記載された者でないこと。

(5) 過去2年以内に労働基準監督署による是正勧告、指導を受けていないこと。

<sup>3</sup>労働安全衛生法に定める事業場。

2 第1項に定める要件を確認するため、県は必要に応じ、申請書類の内容等について関係機関に照会を行うこととする。

(登録企業・団体・事業所の責務)

第4条 登録企業、団体、事業所(以降、登録事業所という。)は、次の責務を負うものとする。

- (1) CHOを定めて、従業員の「健康づくり」に取り組むこと。
- (2) 「マイME-BYOカルテ」の活用を図ること。
- (3) 年一回、CHO構想推進事業所実施状況等報告書(様式3)により、健康づくりの取組状況や自己評価等に係る報告を県に提出すること。

(審査)

第5条 登録審査については、神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室において行う。なお、審査内容については公表しない。

(周知)

第6条 知事は、登録事業所について、県の定める方法(ホームページや事例集への掲載等)により、県民に対し周知を図るものとする。

(配布物)

第7条 知事は、一件の登録事業所に対し、登録証及びステッカーそれぞれ一枚を配布する。

- 2 名刺等に刷り込めるイメージロゴを、電子データにより提供する。
- 3 配布物は、貸与、譲渡、販売、または再配布することはできない。

(登録の抹消)

第8条 知事は、登録事業所が第3条の要件を満たさなくなった場合若しくは第4条に掲げる責務を果たさなくなった場合、当該登録事業所の登録を随時抹消することができる。

- 2 登録が抹消となった場合、配布物は速やかに県に返却すること。

(抹消及び変更)

第9条 登録事業所は、登録を抹消する場合又は登録内容に変更があった場合は、CHO構想推進事業所登録抹消・変更届(様式4)により、速やかに知事に届出をするものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。